

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 中央卸売市場
令和3年度分 必要に応じて令和4年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和4年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和4年5月31日～令和4年7月15日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第3条は、「企業出納員、現金取扱員等市長の出納その他の会計事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。」と規定している。

しかしながら、中央卸売市場で管理している備品について、3点を抽出して調査したところ、2点の備品が廃棄及び滅失されていた。

また、特例規則第59条は、「企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって行わなければならない。」と規定している。

しかしながら、廃棄した備品について、廃棄に係る決裁文書が作成されていないかった。

さらに、地方公営企業法施行規則第9条第1項は、「固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。」と規定している。

しかしながら、廃棄及び滅失された備品について、固定資産の除却が行わ

れず、固定資産台帳に記録されていた。このため、貸借対照表及び固定資産明細書に現在存在しない資産が計上されていた。

今後は、地方公営企業法施行規則及び岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。